

## 漂流・漂着ゴミ問題について

平成 18 年 2 月 28 日  
地球環境局  
環境保全対策課

### 1. 漂着ゴミ問題の状況

近年、日本海側を中心に海岸に漂着するごみが問題となっており、特に一部の地域では外国からのゴミが大量に漂着することが指摘されている。

(財)環日本海環境協力センターの調査によれば、日本に漂着するゴミの量は、年間約 10 万トンと推定されている。

昨年の夏には日本海・東シナ海側を中心として中国文字が記載された医療系廃棄物（注射器、薬瓶等）が多数漂着した。また、例年冬に、日本海側を中心として、ポリタンク（ハンゲルが記載されているものが多い）が漂着している。

### 2. 環境省の取組について

#### (1) 関係省庁連絡会

平成 12 年に環境省が事務局となり「漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会」を発足させ、各関係省庁の取組を確認し、本問題への対応について検討を進めている。

#### (2) 国際的取組

日中韓露による北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)において、2006 年から、海洋ゴミ問題のプロジェクトを開始することとなっている。我が国としても積極的に貢献していく。

日中韓三カ国環境大臣会合においても海洋ゴミ問題を取り上げ、共同コミュニケにおいて言及している。

### (3) 調査等

平成17年度より「漂流・漂着ゴミに係る国際的削減方策調査費」を計上し、漂着ゴミの削減に向けた国際的な協力関係を構築することを目的として、国際ワークショップの開催、漂流・漂着ゴミの漂流予測手法の検討等を行っている。

### (4) 廃棄物処理施設整備の支援

市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援することとしている。

## 3. 経済構造改革特区推進本部決定について

第8次経済構造改革特区提案募集で、長崎県対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町から外国由来の漂流・漂着ゴミの処理責任の明確化を求める提案があった。

この提案に対応して、経済構造改革特区推進本部において、以下が決定された。

### (1) 関係省庁による局長級の対策会議を設置する

(2) 対策会議の運営は、環境省が国土交通省、農林水産省の協力を得て行う。また、内閣官房は会議に参加し、必要な助言等を行う

### (3) 対策会議の主要な任務は以下のとおりとする

- ・ 中長期的な課題として、国際的な対応も含めた発生源対策の検討
- ・ 漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域への対策（漂流・漂着ゴミの収集から処理に至るまでの総合的な観点から、関係省庁が連携したもの）を早期に実施できるよう検討し、当面のとりまとめを平成18年度末までに行う